

Danサイディングの商品保証について

本書はここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中、商品に故障、損傷などの不具合（以下「不具合」といいます）が発生した場合には、お取扱いの工務店、販売店又は当社商品相談窓口にご相談ください。

■ **対象商品** 「Danサイディング」

■ **保証期間** 施工者よりの引渡し日（注1・注2）から2年間
注1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。
注2）分譲住宅（建売住宅）の場合は、建築主様への引渡し日とします。

■ **保証内容** 当社テクニカルガイドなどによる適切な施工び通常的环境下において、当社Danサイディング総合カタログに基づく適切な使用状態で、保証期間内に商品そのものに不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項に該当する場合を除き無料修理いたします。

■ **免責事項** 保証期間内でも次のような場合には有料修理となります。

- ① 最新版の弊社発行の「Danサイディングテクニカルガイド」、「Danサイディング総合カタログ」に記載された事項に従わない設計・施工により不具合が生じた場合。
- ② 純正役物・施工部材を使用しなかった場合、および弊社の製品以外の部材による不具合の場合。
- ③ 釘部の錆やもらい錆に起因する不具合。
- ④ 銅などの異種金属との接触により、電気的腐食が発生し不具合が生じた場合。
- ⑤ 外壁材が変質・変形する恐れのある場所に使用された場合、および変質・変形の恐れのある施工がなされた場合。
- ⑥ 入居者（管理人を含む）または第三者による維持管理不行き届きならびに故意・過失により不具合が生じた場合。
- ⑦ 外壁工事完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等により不具合が生じた場合。
- ⑧ 建物自体の変形や変位により不具合が生じた場合。
- ⑨ 下地材の腐食、経年変化による下地材の反り、くるとい等により不具合が生じた場合。
- ⑩ 釘頭のタッチアップなどのタッチアップペイント使用箇所。
- ⑪ タワシ・ブラシ等不適当な器材および薬品を用いた洗浄による損傷の場合。
- ⑫ 厳しい環境下で、適切なメンテナンスを行わずに汚染物質により塗膜のふくれや白錆が発生した場合。
- ⑬ 汚れ（伝い水による汚れを含む）・錆・カビ・こけ・藻等による外観上の変化。
- ⑭ 特殊環境地域による損傷の場合、（温泉場・焼却場・競泳場）（特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場地域）（塩害地区、湖・河川等の周辺で常時しびきがかかるような地域）（煙塵および金属粉・石粉・農薬等の薬剤が付着、堆積する地域等）及び公害による損傷の場合。
- ⑮ 異常現象による損傷の場合。（天災・台風・洪水・地震・落雷・つらら等）
- ⑯ 不適切な保管・取扱いにより不具合が生じた場合。
- ⑰ シーリング部および現場塗装の塗膜、ならびに本部材の施工工事およびその他の工事上の不具合による場合。
- ⑱ 初期の損傷ないし不具合を長期間放置したために生じた拡大損傷の場合。
- ⑲ 納品当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合の場合。
- ⑳ 内部結露および伝い水によって製品に損傷が生じた場合。
- ㉑ 製品、シーリング、塗装等の定期的メンテナンスを怠った場合。
- ㉒ 犬・猫・鳥・鼠などの動物などに起因する不具合。（排泄物等）
- ㉓ 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合又は使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
- ㉔ 商品または部品の経年変化による汚れ、変褪色、微細なクラックなどの不具合。
- ㉕ 暴動・テロ活動等の不可抗力により発生した損傷、不具合。
- ㉖ 純正コイルの加工に起因する不具合。

* 保証期間経過後の修理、交換などは有料とさせていただきます。

* 本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明な場合は、お取扱いの工務店、販売店又は当社商品相談窓口にお問い合わせください。